那須烏山市個人情報ファイル簿

作成年月日	令和５年　４月　１日
最終更新年月日	令和６年　９月　17日

実施機関の名称 （法第74条第１項第２号）	市長
担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第２号）	市民課　国保医療グループ

1	個人情報ファイルの名称 （法第74条第１項第１号）	後期高齢者医療システムファイル	
2	個人情報ファイル利用目的 （法第74条第１項第３号）	後期高齢者医療事務を行うため	
3	記録項目 （法第74条第１項第４号）	1氏名、2生年月日、3住所、4性別、5被保険者番号、6資格情報、7国籍、8納付情報、9個人番号	
4	記録範囲 （法第74条第１項第４号）	那須烏山市で後期高齢者医療保険の資格を有したことがある者 県外の施設に入所し那須烏山市で被保険者資格が適用になっている者	
5	記録情報の収集方法 （法第74条第１項第５号）	後期高齢者医療標準システムからのファイルアップロード、住民基本台帳システム、住民税システム	
6	要配慮個人情報の有無 （法第74条第１項第６号）	□　有　　■　無	
7	記録情報の経常的提供先 （法第74条第１項第７号）	■　有（栃木県後期高齢者医療広域連合）　□　無	
8	開示請求等を受理する担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第９号）	（名　称）市民課　国保医療グループ （所在地）那須烏山市中央１－１－１	
		（名　称）総務課　行政グループ （所在地）那須烏山市中央１－１－１	
9	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 （法第74条第１項第10号）	□　有（　　）　■　無	
10	個人情報ファイルの種別	■　電算処理ファイル 法第60条第２項第１号	□　マニュアル処理ファイル 法第60条第２項第２号
		電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル ■　有　　□　無 政令第21条第７項	
11	備　考		

・本市では、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は行っておりません。
・本市では、条例要配慮個人情報はありません。
・このファイル簿における法とは「個人情報の保護に関する法律」のことです。
・このファイル簿における政令とは「個人情報の保護に関する法律施行令」のことです。